

平成21年度 国立大学法人広島大学 年度計画

※年度計画の各項目の○数字は、中期計画の○数字に対応

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

(学士課程)

【教養教育の成果に関する具体的目標の設定】

- ①～④ 教養教育科目数等の適正化について、前年度の検討結果を基にして可能な科目区分から実施するとともに引き続き検討を行う。
- ⑤a. 「平和に関する授業科目」を全学1年次生の教養教育科目として開講するため引き続き検討を行うとともに、新たに平和に関する科目区分の編成についても検討を行う。
- b. 国際大学ネットワーク（INU）加盟大学と連携したグローバルシティズンシップセミナー及び平和に関する授業科目（WebCTによるOnline授業等）を引き続き実施する。

【卒業後の進路等に関する具体的目標の設定】

- ①～② 過去3年間に検討した改善内容を総合的に活かし、全学的にキャリア支援プログラムを強化・充実する。

【教育の成果・効果の検証に関する具体的方策】

- ① 蓄積したTOEICのスコアを用いて学生の英語力の推移及び具体的な英語運用能力を分析する。
- ② 卒業生や社会・企業からの評価を総括し、今後の学士課程教育及びキャリア支援内容の改善に向けた検証を行う。

(大学院課程)

【大学院の教育成果に関する具体的目標の設定】

- ① 各研究科・専攻等における学位取得の基準と手順に基づき、修業年限内に学位が取得できるよう学生を指導する。
- ② 博士課程前期においては教育研究上の目的に沿った人材養成、能力育成のため、カリキュラム、教育方法について評価し改善を進める。
- ③ 国際的に活躍しうる人材育成の観点から、語学教育の強化・充実を図る。
また、学術研究と社会の関係などに関する深い素養を修得させるための方策について全学的に協議する。

【修了後の進路等に関する具体的目標の設定】

- ①a. 博士課程前期修了者を、専攻分野における研究能力や高度の専門性を要する職業等に就かせるための強化策としてキャリア教育副専攻プログラムを試行し、博士課程後期との連携も図る。
- b. 博士課程前期学生に対する進路指導・支援をより強化するため、各種セミナーやガイダンスを充実させるとともに、新たに博士課程後期の学生に対する個別相談体制の整備など、

キャリアパス形成に資するための支援を強化する。

- ②a. 博士課程後期修了者を，専門分野の教育・研究者や高度専門技術などの研究内容を生かせる専門職に就かせるための強化策としてキャリア教育副専攻プログラムの試行をする。
- b. 博士課程後期学生に対する進路指導・支援をより強化するため，特別の就職ガイダンスやセミナーの実施を検討する。

さらに，企業に対し，博士課程後期学生の採用計画を調査し，学生への情報提供と進路支援を強化する。

- ①～② 大学院学生に対するキャリア支援ガイドブックを充実する。

【教育の成果・効果の検証に関する具体的方策】

- ① これまでの取組の成果や効果について，特に論文の質に係る検証を行う。
- ② 修了生や社会・企業からの評価を総括し，今後の大学院課程教育及びキャリア支援内容の改善に向けた検証を行う。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置 (学士課程)

【アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策】

- ①a. アドミッション・ポリシーの表現を分かりやすく工夫するとともに，選抜方法等が，これらのアドミッション・ポリシーに応じた，分かりやすいものになっているか見直しを行う。
- b. 広島大学AO選抜による入学者及び一般選抜の入学者別の追跡調査を実施し解析する。募集単位を統合して大括りにすることについて，教育内容・体制の改善と併せて検討結果をまとめる。
- ② 「フェニックス入学制度」について，これまでの検証結果を踏まえ，広報などを積極的に行うとともに，制度を充実する。
また，早期入学制度の導入について，その必要性和問題点等の検討結果をまとめる。
- ③ 平成21年度入学から実施の医学部医学科の推薦入試「ふるさと枠」を点検・評価し，必要に応じ改善を行う。
- ④a. 高大接続及び大学院進学と関連付け，各地域オフィスの機能を活用しながら，戦略的な広報活動を引き続き推進する。
- b. 地方試験については，先行実施した募集単位の状況を踏まえ，他の募集単位について引き続き検討を行う。

【教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策】

- ③ 各教育プログラムが設定した定量的な到達度測定を実施し，併せて年次報告書によりプログラムの点検・評価を行い，その結果を改革・改善に結びつける。
- ④ 複数専攻の履修機会の充実のために主専攻プログラムに対応する副専攻プログラムを編成する。
- ⑤ 大学院課程教育で取扱う研究テーマにつながる教育プログラムを充実する。

- ⑥ 教職実践演習の具体的な授業内容を策定し、教員養成のためのカリキュラムとして位置付ける。
- ⑦ 学士課程会議において、フェニックス入学者に対する履修基準の弾力化の適用状況と修業年限に関する長期履修学生制度の適用状況を検証して弾力化を図る。
- ⑧ 課外活動及びボランティア活動の活性化策及び推進策について検証する。

【授業形態、学習指導法等に関する具体的方策】

- ① 基礎・基本を重視した体系的なカリキュラムについて点検を行い、更に改善のための検討を行う。
- ② 少人数教育の課題などについて整理し、継続して改善する。
- ③ 外国語教育とリメディアル教育の自学自習用メディアコンテンツを提供し、自学自習を支援する。
- ④a. 実践的能力・課題解決能力の養成のため、体系的なキャリア教育の一環としてインターンシッププログラムを強化・充実する。
- b. 学士課程学生に地域連携事業などへの参加機会を継続的に提供する。

【適切な成績評価等の実施に関する具体的方策】

- ① シラバス作成におけるチェック体制を確立する。
- ② 学習成果の評価基準について、学生への公表方法を充実する。
- ③ 学生が、教育プログラムで測定するすべての評価項目を具体的に確認できるよう学生情報システムを改修し、到達度評価を行う。
- ④ 評価結果をカリキュラムや教育内容の改善に結びつける。

(大学院課程)

【アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策】

- ④ 北京研究センターを活用した入学試験を実施し、留学生の受入れを拡充する。

【教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策】

- ① 各研究科・専攻レベルで、学問の高度化・複合化と社会的ニーズに対応した教育カリキュラムの改善をFD等を活用して引き続き推進する。
- ② 研究科・専攻、特定の専門分野を超えた共通プログラムなどのカリキュラムを編成する。
- ③ 教育研究上の目的に沿った人材養成に係る系統的なカリキュラムの充実について検討を行い、実施する。
- ⑤ 課程博士の資質向上のため、学術研究と社会の関係などに関する深い素養を修得させるための体系的なプログラムを提供し、研究指導を行う。
- ⑥ 学位の国際性、信頼性向上と国際的に活躍しうる人材育成の観点から、語学教育を強化・充実したカリキュラムを編成する。

【授業形態、学習指導法等に関する具体的方策】

- ① 先端的研究に直結した教育のために、教員や客員研究員との積極的な共同研究や海外派遣等を行うことにより指導を強化する。
- ②a. 体系的な実践的能力・課題解決能力の養成のため、討論・フィールドワーク(学外実習)を積極的に取り入れた各部局の体系的なインターンシッププログラムの支援を強化・充

実する。

- b. 大学院課程学生に地域連携事業などへの参加機会を継続的に提供する。
- ③ 大学院学生の学会発表や学術論文の執筆を促進するための指導や経済的支援等を強化する。
- ④ 大学院課程における外国語教育のニーズ分析，実施体制の検討結果をカリキュラムに反映する。
- ⑤ 海外の大学等と連携し共同で実施するジョイントプログラムを一部開講・実施する。

【適切な成績評価等の実施に関する具体的方策】

学位の質の保証をするため，学位論文審査は必要に応じて外部審査委員を加えた公開審査を実施する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【適切な教職員の配置等に関する具体的方策】

- ① 教育主担当制度の一つとして位置付けた特任教員制度を活用して，教育主担当の教員を配置し，また，教育主担当教員を配置する方策のうち，大学教員に対する継続雇用制度の円滑な導入を図る。
- ② TAの配置状況やTAへの教員の指導について課題や問題点等を検証し，必要に応じ改善を行う。

【教育に必要な設備，図書館，情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策】

- ①a. 引き続き，全学の教育用情報環境整備計画（教育用情報端末）に基づいて，整備内容，運用等の具体化に向けて検討する。
- b. 継続して，学生パソコンの所有を促進するため，学部の協力の下，入学時におけるパソコンの購入を推奨する。
- ②a. LL教室及びCALL設備の機種更新を行う。
- b. 遠隔講義システムについて，老朽化した設備の更新計画を検討する。
- ③a. 学術情報コンテンツを継続して整備する。
- b. 学術情報リポジトリの定着を図る。
- c. 多様な学術情報資源を利用者へ提供するリンクリゾルバ及び統合検索の利用の普及を図り，図書館のハイブリッド化を進める。
- ④ 学術標本資料の収集及び企画展を開催する。

【教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策】

- ①a. 見直したアンケート項目により，学生の授業評価アンケートのオンライン化を実施し，アンケート結果に基づいた改善策やアンケートに対する教員の意見を学生に提示することにより，授業評価アンケートの有効性を高める。
- b. 教育プログラムの点検・評価を継続して実施し，必要に応じ改善勧告を行う。
- ②～③ 教育活動に関する教員個人評価制度に基づく評価を行い，その結果を処遇（昇給及び賞与等）に反映させる。

【教材，学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策】

- ① 組織的・体系的な教員研修（FD）を企画・立案するための体制を整備し、具体的な改善策等を策定する。
- ② 平成20年度に実施した第2回広島大学附属学校園合同全国フォーラムの効果を分析するとともに、引き続き実施について検討を行う。
また、FDを引き続き高等教育研究開発センターで開催する。
- ③～④ シラバス及び教材コンテンツを関連づけて提供するシステムを構築する。また、教育に関するデジタルコンテンツの品質向上について検討する。

【全国共同教育，学内共同教育等に関する具体的方策】

- ①a. 「英語プロフェッショナル養成特定プログラム」「ドイツ語プロフェッショナル養成特定プログラム」を実施する。
- b. 各特定プログラムの教育内容・教育方法について点検し、改善案を策定する。
- c. 既存の教養教育カリキュラムにおいて、さらなる教育効果を上げるため、その教育内容・教育方法を充実させる改善案を策定する。
- d. 「情報メディア教育特定プログラム」について、授業の実施業務（時間割作成，シラバス作成，成績処理等）を情報メディア教育研究センターと教育室が連携し実施する。
- ② スポーツ科学センターにおける教育・研究活動の更なる充実を図るとともに、地域社会との連携事業を継続して行う。

【学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項】

- ①～② 教育プログラムの点検・評価を継続して実施し、改善が必要と思われるプログラムに対しては、改善勧告を行う。
併せて、大学院課程会議を通じて大学院教育等に係る点検・評価を実施する。
- ③～④ 各研究科の「教育研究上の目的」を達成するため、大学院課程会議が各研究科の教育体制を点検する。

（４）学生への支援に関する目標を達成するための措置

【学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策】

- ④ 「特色ある大学教育支援プログラム」で開発した障害学生等への支援を継続する。
- ⑤ ボランティアサークルと地域のボランティア団体等との連携による「ボランティア活動交流会（仮称）」を開催し、大学と地域のより一層の連携強化を図る。
- ⑥a. メンタルヘルス相談における3キャンパス支援体制の点検結果を相談体制，人的配置の改善に反映する。
- b. 大学病院や地域医療機関スタッフとの事例検討会を継続し，メンタルヘルス相談に係る治療連携の効果と課題を整理し，改善策を策定する。
- ⑦ 平成13年度から稼働している学生情報システム「もみじ」と次期学生情報システム間のデータ移行を行い，後期から運用を開始する。

【生活相談・就職支援等に関する具体的方策】

- ① パソコンを利用した相談システムを活用し遠隔地キャンパスの学生に対する就職支援・生活相談を拡充するとともに，学生のキャリアデザインを大学として総合的に支援する。

- ② 学生生活及安全に送れるよう、指導・助言を内容とした授業科目「学生生活概論」の内容充実を図り、継続して開講する。
- ③a. 課外活動活性化策としての教職員による指導者人材バンク登録者及び課外活動サークル団体学生の意見を反映し、指導者人材バンクの内容の充実を図る。
- b. 前年度の整備状況を基に「体育施設等長期整備計画」を見直す。
- ④a. 継続して、「体育施設等長期整備計画」に基づき、西条共同研修センター及び西条総合運動場の整備を進めるとともに課題等を整理する。
- b. 継続して、体育会、音楽協議会等の代表者と副学長（学生支援・附属学校担当）との懇談会を開催し、学生の意見を聴取することにより、学生組織の整備・充実を支援する。

【経済的支援に関する具体的方策】

- ②a. 図書館において、ジュニア・ティーチング・アシスタント制度を定着させ、非専門的業務や業務補助において、本学の学生を雇用し、経済的な支援を行う。
- b. 「キャンパスガイド」に学生を雇用し、社会的・実務的経験をさせる。

【社会人・留学生等に対する配慮】

- ③ コミュニケーション言語の多言語化を引き続き促進するとともに、コンテンツの充実を図る。

2 研究に関する目標を達成するための措置

（1）研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【目指すべき研究の方向性】

- ① 世界をリードする特色ある研究分野の充実と拠点形成のための戦略的支援を行う。
- ②a. 個性的な基礎研究の推進策を実施する。
- b. 広島大学研究支援金による若手研究者の独創的な研究への支援を継続して行う。
- ③a. 学内で措置する各種助成金による公募、支援を実績評価に基づき弾力的に実施する。
- b. 融合的な研究分野の創出とその組織化を推進する。
- ④a. 重点研究分野に対応する研究グループや研究科等の枠を超えた自律的な研究グループの活動を支援するとともに、新たなグループの組織化を支援する。
- b. 研究グループによるプロジェクト型研究活動の推進を支援するとともに、外部資金等を活用した大型プロジェクト研究への発展を推進する。
- ⑥ 「広島大学地域貢献研究」事業を継続実施するとともに、平成19年度に創設した「広島大学地域貢献発展研究」事業の活用を促進し、地域に貢献するための研究を支援する。

【大学として重点的に取り組む領域】

- ① 世界をリードし得る学術研究領域を以下の三つで選び出し、重点的な育成を図ることにより、研究拠点形成を促進する。特に、2)及び3)の学術研究の領域に関しては、国家プロジェクトに積極的に応募できる体制を構築する。
 - 1) 研究課題「超速ハイパーヒューマン技術が開く新世界」は拠点化する。
 - 2) 高いポテンシャルを有する研究領域(平和、環境など)を中心として拠点化を検討する。
 - 3) 国際的に高い評価を受け、ポテンシャルをもっと考えられる学術研究領域については、

重点的に育成を図る。

【成果の社会への還元に関する具体的方策】

- ①a. 学内の多様な知的資源の社会還元を一層推進するために、学術情報リポジトリの定着を図る。
- b. 学内の多様な知的資源を社会へ還元し、その成果により地域の活性化・発展に寄与するための各種施策を継続的に実施する。
- ③ 大学発ベンチャービジネスの起業・育成を推進するための各種施策を継続して実施する。
- ④ 社会的ニーズに応える重点分野の研究を積極的に推進するための環境を整えることを目的として、学内研究組織等と行政・民間組織による地域連携活動等の各種連携施策を継続して実施する。
- ⑤ 出版会において、活動事業計画のもとに学術書等の刊行を行う。
- ⑥ 社会連携推進機構運営会議において、社会連携活動全般に係る企画・立案及び業務統括等を行う。

【研究の水準・成果の検証に関する具体的方策】

- ① 国内外及び学内における研究活動の情報を収集・整理し、分析を行う。
- ② 組織単位の研究活動において、明確な研究目標を設定し、研究を推進する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

【適切な研究者等の配置に関する具体的方策】

- ① 大学として重点的に取り組む領域を中心に学術研究推進のために必要な研究者等の重点的配置を行う。
- ② 平成20年6月学長提示の「広島大学アクションプラン2008」に基づき、特色ある研究分野の強化と卓越した研究拠点形成の推進のため、研究者の重点的配置を行う。
- ③ 優れた研究業績を上げ、世界をリードし得る研究領域を洗い出し、本学の存在感を高める研究領域の中の重点課題研究に研究者を配置する。
- ⑤a. 外国人研究者に対する支援の強化などにより、国内外からの優れた研究者の招へい策を引き続き実施する。
- b. 世界から優れた外国人研究者を招へい・登用するため、英語による国際公募、宿泊施設の借上げ、学内表示・申請書の多言語化、支援組織のSD（語学研修、国際理解）を実施することにより、研究環境や生活環境を積極的に整備し、組織的な受入体制の充実を図る。
- ⑦ 業務依頼・派遣システムにより研究補助者や技術支援者等を配置するとともに、技術センターの組織見直しを行う。
- ⑧ 研究主担当制度の一つとして位置付けた特任教員制度を活用して、研究主担当の教員を配置し、また、研究主担当教員を配置する方策のうち、大学教員に対する継続雇用制度の円滑な導入を図る。

【研究資金の配分システムに関する具体的方策】

- ① 研究資金の重点投資を実施する。
- ② 基盤的な研究費の配分方法について、部局等の研究活動に必要な基盤的経費の確保とい

う観点を十二分に考慮した上で、外部資金の獲得状況や資金運用等も勘案しつつ、配分方法の見直しに向けた検討を行う。

【研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策】

- ①～② 平成21年2月に策定した設備計画マスタープランの具体的計画（研究設備整備計画基本方針）に基づき、整備を進める。
- ④ 学術標本資料の収集及び企画展を開催する。

【知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策】

- ① 産学連携センターにおいて、大学の知的財産活用のための全体戦略立案、活動企画、知財管理、教育及び研究を実施する。
また、ひろしま技術移転センターの見直しを行うとともに、積極的に技術移転を促進する。
- ②a. ひろしま技術移転センターとの協同により、継続的に知的財産の技術移転を促進する。
- b. 産学連携センターとVBL研究プロジェクトとの連携強化に基づき、技術移転に繋がる研究成果の創出・生産を促進する。

【研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策】

- ① 全学の教員に係る点検・評価及び教員活動状況調査システムを活用して、教員の研究活動・研究成果を把握し、質の向上に資する方策を構築する。
- ② 研究活動に関する教員個人評価制度に基づく評価を行い、その結果を処遇（昇給及び賞与等）に反映させる。

【全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策】

- ① 原爆放射線医科学研究所及び本学が戦略的に研究を推進する特別研究センター（放射光科学研究センター（全国共同）、ナノデバイス・バイオ融合科学研究所、高等教育研究開発センター、教育開発国際協力研究センター）を通じて、全国レベルの共同研究を推進する。
- ② 自然科学研究支援開発センターの利用状況を見直し、学内共同研究の更なる促進を図る。

【学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項】

- ① 新しい知の創造を目指した大規模プロジェクト研究に積極的に参加できるよう、組織にとらわれない研究グループを編成し、それを全学的に支援する。
- ③ 特色ある優れた研究グループの組織を時限的に「プロジェクト研究センター」として措置し、その研究領域を支援する。

3 その他の目標を達成するための措置

（1）社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

【地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策】

- ① 産学連携及び地域連携活動に関連する情報を収集・分析し、効果的な施策を実施する。
- ②a. 地域連携事業を推進するための窓口・コーディネート機能を強化し、民間団体や地方自治体との連携を拡充・強化するための諸施策を継続的に実施する。
- b. 地域の三次被ばく医療機関としての緊急被ばく医療に係る啓発・普及事業（防災訓練参画、緊急被ばく医療研修会の開催など）を実施する。

- ③ 「広島大学地域貢献研究」事業を実施するとともに、平成19年度に創設した「広島大学地域貢献発展研究」事業の活用を促進し、地域に貢献するための研究を支援する。
- ④a. 学内の教育研究成果のデジタルコンテンツ化を進めるために、学術情報リポジトリの定着を図る。
- b. 引き続き、図書館研究開発室を中心に貴重資料のデジタルコンテンツ化を進める。
- ⑥a. 東広島市、福山市及び福山商工会議所との連携体制を強化するため、西条サテライトオフィス及び福山サテライトオフィスにおける地域連携活動を充実させる。
- b. 首都圏所在の企業や民間団体などを訪問し、首都圏でのニーズを継続的に収集するとともに、企業との共同研究・受託研究を推進する。
- c. 地域ニーズへ対応するために、広島県内の公共図書館との連携を強化する。
- d. 地域・国際交流プラザ等を活用し、地域ニーズへ対応するために、引き続いて地域に開かれた事業を展開する。
- e. 広島県内医療情報機関と連携し、地域医療機関への情報支援体制の整備を図る。
- f. 広島県大学共同リポジトリの立ち上げ経験を活かし、共同リポジトリのモデル構築に参画し、他県等での普及に貢献する。

【産学官連携の推進に関する具体的方策】

- ① 産学連携海外拠点を活用した海外への技術移転のための方法を確立し、国際産学官連携の基盤を確立する。
- ② 企業と学内研究グループとの研究会方式による広島大学発先端テーマ研究会の運営を継続的に支援するとともに、異分野における研究会の支援を行う。
- ④ 大学の研究技術・成果を広く社会に公開するための各種施策を実施する。実施にあたっては、より効率的な方策を検討し実施する。また、シーズデータベース「ひまわり」の掲載情報を充実する。
- ⑤ 企業訪問を実施し、地域密着度を高めた活動を行うとともに、継続的に企業情報・ニーズを収集することにより、産学連携の推進活動に反映させる。
- ⑥ 中国地域産学官連携コラボレーション会議に積極的に参加し、コラボレーション会議事務局の一員として、継続的に中国地区の産学官連携を推進する。また、関係機関との協働関係を強め、地域企業との連携を深める。
- ⑧ 企業等との包括的共同研究を推進する。

【地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策】

- ② 教育ネットワーク中国での単位互換などの教育研究面の交流を継続して推進する。

【留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策】

- ① 留学生交流や教育研究上の交流推進のための全学的体制の整備を図る。
- ②a. 学生の海外派遣を引き続き推進する。
- b. 海外協定校及びINU加盟大学と連携した教育方法の改善、語学研修、国際理解など教職員の短期・長期派遣型のFD・SDを引き続き実施する。
- ③a. 北京研究センターを活用して、県内大学等と共同で学生募集等の活動を実施する。
- b. 新たな海外拠点の設置について検討を進める。

- ④a. I N U事業であるグローバルシティズンシップセミナーを開催する。
- b. I N U加盟校や協定校を対象とした受入型サマースクールを実施する。
- ⑤ WebCT を利用した教養教育の授業科目を引き続き開講するとともに、I N Uと連携した修士レベルのWebCT 授業の活用を引き続き推進する。
- ⑥ 米国の認証評価機関による評価方法を大学運営改善のため役立つ方策を検討し、可能なものについては取り込みを図る。また、開発した国際的ジョイント・プログラムの実施を通じて教育研究活動の国際標準化を推進する。
- ⑦a. 学内案内表示・各種申請書式等の英訳化を引き続き推進するとともに、外国人のニーズに配慮した情報提供方法を工夫する。
- b. 自治体等との連携協力により留学生の地域活動参加，ボランティア等への参加を促進する。
- c. 私費留学生に対する授業料免除，大学宿舎，奨学金の支援を引き続き推進する。
- ⑧ 既存の留学生のための「特別プログラム」の運営を引き続き支援する。
- ⑨ 帰国留学生データベースや同窓会を活用した留学生の帰国後のフォローアップ体制及び帰国留学生向けの大学情報発信を引き続き推進する。

【教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策】

- ① 教職員の国際的活動能力を育成するためのF D・S Dを改善・充実して引き続き実施する。
- ③a. 途上国の大学や海外協定大学と連携した共同開発事業等を引き続き推進する。
- b. 本学の図書を海外大学図書館等に寄贈する制度の定着を図る。
- ④ 独立行政法人国際協力機構，その他国際機関等と連携して技術支援事業等への参加を推進する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

【良質な医療人養成の具体的方策】

- ①～③a. 臨床実習教育研修センターにおいて，医科領域の卒後臨床研修カリキュラム及び卒後臨床研修修了後の「後期研修プログラム」を実践する。
- b. 臨床実習教育研修センターにおいて，歯科領域の卒後臨床研修カリキュラムを実践する。
- ④a. 臨床実習教育研修センターと医学部・歯学部・薬学部附属医療人教育開発センターとの連携システムを構築する。
- b. 臨床実習教育研修センターに看護実践教育研修センターの機能を統合させる。
- c. 臨床実習教育研修センターに薬剤師，臨床検査技師，診療放射線技師，理学療法士，作業療法士等の研修生受入機能を追加する。
- d. 臨床実習教育研修センターに，医師，歯科医師，看護師，薬剤師及び医療技術職員に相当する技術を有する留学生受入機能を追加する。

【研究成果の診療への反映や先端的医療の展開のための具体的方策】

- ①a. 「臨床研究部」と大学院医歯薬学総合研究科，原爆放射線医科学研究所等との連携による探索医療推進体制を確立する。

- b. 探索医療開発に繋がる基礎研究等への研究費支援などの具体的方策を実施する。
- ②a. 「臨床研究部」と大学院医歯薬学総合研究科，原爆放射線医科学研究所等との連携による先進医療推進体制を確立する。
- b. 先進医療の開発に繋がる基礎研究等への研究費支援などの具体的方策を実施する。
- ③ 先進医療及び治験の検証を実施する。
- ④ 受託研究及び治験の目標受託件数及び目標実施率を設定し，実施する。

【質の高い医療とサービスの提供に関する具体的方策】

- a. 「患者支援センター」の機能を充実させる。
- b. クリニカルパスの適用症例を増加させる。
- c. 手術待ち期間を短縮させる。
- d. 東広島キャンパスの歯科診療所の機能を充実させる。
- e. ISO9001による品質マネジメントシステムを実践する。
- f. ICT（インфекション・コントロールチーム），NST（ニュートリション・サポートチーム），緩和ケア・チームを活用したチーム医療を実践する。
- ③a. 病院施設の整備工事に着手する。
- b. 新時代の医療に対応できる環境整備長期計画を作成する。
- ⑥ 院内のIT化を推進する。
- ⑦ 医療安全に係るISO9001の品質マネジメントシステムを実践する。
- ⑨ 大学院医歯薬学総合研究科，原爆放射線医科学研究所，大学院保健学研究科，大学院教育学研究科等の臨床分野の人材の専門診療等への参加を強化・促進する。

【効率的な経営に関する具体的方策】

- ②a. 毎月，診療科ごとの原価計算に基づき，収支バランスの評価などの経営分析を行う。
- b. 検査部門の効率的運営を実施する。
- ③ 材料（薬品を含む）管理のIT化を進め，医療材料の在庫の50%縮減（平成16年度比）を行う。
- ④a. 契約職員（医科診療医又は歯科診療医等）の員数及び配置並びに処遇の改善を継続して行う。
- b. 医療技術職員の処遇改善を行う。
- c. クラークを活用して，診療報酬請求漏れを減少させる。

（3）附属学校に関する目標を達成するための措置

【附属学校の再編・統合に関する具体的方策】

3組織への再編・統合・移転計画を推進する。

【大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策】

- ① 高大連携システムを実施した場合のシミュレーションを行い，その問題点等について検証しシステムを完成させる。
- ④a. 平成20年度に行った共同研究の評価を行い，改善点を検討し実施する。
- b. 第2回全国フォーラムの効果について分析・評価を行い，第3回の開催について検討す

る。

【学校運営の改善に関する具体的方策】

- ①a. 平成20年度に行った副校長・主幹教諭の職務内容等の調査結果の分析・評価に基づき改善し、機能的な学校運営を行う。
- b. 学校評価制度についての評価結果に基づき改善を行い、校園長のリーダーシップの下で学校評価制度を実施する。
- c. 教員の総合的業績評価制度について、分析・評価を行い、改善を検討する。
- ② 老朽化した校舎・施設等の改善計画を進めるとともに、可能なものから整備を行う。
- ③a. 各学校園の運営方法について、評価結果に基づき改善を行う。
- b. 附属学校関係電子掲示版の利活用について改善案を実施する。
- c. 個人情報の取扱いについて、評価結果に基づき改善を行う。

【公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策】

- a. 現状の短期交流研修について見直し、新たな地方公共団体との人事交流を促進する。
- b. キャリアパスを考慮した公立学校との人事交流の展開を図る。

【全国的に模範となる教育を行うための具体的方策】

- a. 教育効果の評価結果に基づき教育課程を見直し、基礎的・先進的教育を実践する。
- b. 第2回全国フォーラムの効果について分析・評価を行い、第3回の開催について検討する。
- c. 継続して、SSH・研究開発学校等の文部科学省の各研究指定事業や科学研究費補助金等に積極的に応募する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

【全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策】

- ①a. 「学長室」において、大学運営・経営等に関する最新重要情報を分析し、継続的に学内関係者に情報提供を行う。
- b. 各担当理事の裁量権を拡大し、諸課題等に機動的な対応をするための理事裁量経費の財源確保に努める。

【運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策】

- ① 教職員間の情報共有のために、広報的視点から電子事務局の活用を図る。
- ③ 各組織の目標管理の定着を促進するため、管理職研修及び一般職員研修を実施し、目標管理機能が各組織で正確に理解・実行されているか検証する。

【教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策】

バランス・スコアカードを用いた目標管理による業務体制を確立する。

【全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策】

- ① 全学的視点からの効率的な人的資源配分のために「部局分（「部局基礎分」と「部局付加分）」及び「全学調整分」による教員の人員配分を行う。

【内部監査機能の充実に関する具体的方策】

- a. 前年度に実施した監査結果に基づくフォローアップ検査を実施し、内部監査の充実を図る。
- b. 特定のテーマを設定し、課題の整理や対応策等を検討する業務監査を実施する。
- c. 監事と連携して監査を実施する。

【国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策】

教育研究などの質的向上や業務運営の効率化のために、大学間で連携・協力した事業を継続的に実施する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【教育研究組織の見直しの方向性】

- ⑥ 平成20年度の検討を踏まえ、研究拠点形成の進展に伴う研究体制及び教育体制の見直しと連動した研究科の再編成に着手する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

【人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策】

- ①～②a. 教員の個人評価制度に基づく評価を行い、その結果を処遇（昇給及び賞与等）に反映させる。
- b. 大学教員以外の職員の公正な人事評価システムについて、公務員制度改革の動向等を踏まえつつ、検証・改善を行うとともに、その定着を図る。
- ③ 大学教員以外の職員の人事評価結果を、昇進、昇給及び賞与等へ反映させるための基準・方法の基本方針等に基づき、処遇へ反映させる。

【柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策】

- ① 柔軟で多様な勤務形態について、継続的に検討し、必要に応じて導入する。
- ②～③ 教育主担当教員，研究主担当教員，診療主担当教員及び教育研究支援主担当教員などを配置する方策のうち、大学教員に対する継続雇用制度の円滑な導入を図る。

【外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策】

- ② 男女共同参画推進に向けての行動計画を踏まえ、女性教員等の採用を促進するための諸施策を継続的に検討・導入する。

【事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策】

- ① 事務職員等の能力と業績を適切に評価するとともに、その結果を身上調書等により得られた職員の意向も考慮の上、配置と処遇に反映させる。
- ② 事務職員のキャリアパスを踏まえ、職務や職種の特性に応じた複線型のキャリア体系を確立する。
- ④ 専門性向上に適した研修の改善・充実を図るとともに、他機関の共同事業又は主催事業の研修等の受講を継続的に推進・支援するほか、人事評価システム及び身上調書制度を活用して人材を育成する。

【中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策】

- ① 教育研究活動の活性化と質的向上及び大学運営に係る人材の有効活用に関する企画・立

案を行うとともに、人件費削減への対応を踏まえた全学的視点からの人件費（人員）管理による教職員人事の適正化を継続的に推進する。

- ②a. 教員数の各部局への配分は、部局長裁量分としての「部局基礎分」並びに学長裁量分としての「部局付加分」及び「全学調整分」の3区分を基本として行う。
- b. 事務職員の配置は、業務組織の見直し及び業務改善を踏まえた需要や必要性に応じて行う。
- ④ 全学的な人員管理の方針の下、教室系技術職員については各部局等の意見・要望等を含めて、技術センター運営会議で限られた資源の効率的・弾力的利用を推進する。
- ⑤ 中期計画の人件費削減を踏まえ、概ね1%の削減を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策】

- ① 業務組織（事務組織）の整備が、学生支援及び教員支援の充実・強化につながっているか検証する。
- ③ バランス・スコアカードを用いた目標管理による業務体制を確立する。

【業務のアウトソーシング等に関する具体的方策】

- ①～②a. コア業務以外の業務の外部委託化を進め、運営組織のスリム化を推進する。
- b. 業務委託内容の見直しを行い、費用対効果や委託内容の検討を引き続き行う。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策】

- ① 全学的協力の下、競争的外部資金獲得プロジェクトを通じた申請件数の増加を目指す。

【収入を伴う事業の実施に関する具体的方策】

- ①a. クリニカルパスの適用症例を増加させる。
- b. 病床管理機能を強化する。
- ② 診療報酬査定減率は、平成16年度（0.52%）の水準を維持する。
- ③ 病院管理会計システムを活用して、診療経費を節減する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【管理的経費の抑制に関する具体的方策】

- ① 全学的な管理的経費（光熱水料、施設維持管理経費、管理運営を補助する職員の人件費等）の効率的執行、既存経費の見直し計画を実施するとともに、全学的予算管理、一括契約及び業務の外部委託等の方針を継続し、更なる経費抑制、経費削減及び事務負担の軽減化に努める。
- ②a. 光熱水料の目標値（前年度比削減）の達成に向け、よりインセンティブが働く学内システムを検討する。
- b. エネルギーについては、省エネの啓発活動・省エネ機器の導入を推進し経費抑制に努め

る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策】

- ① 弾力的活用スペース（平成20年5月 全学共用スペースを改称）を拡充して、効率的・効果的な運用を推進する。
- ② 安定的な教育研究活動を支援するため、施設の使用状況実態調査を毎年実施し、改善事項を部局等へ報告する。また、基礎配分施設面積基準（広大版基準面積）により、部局等の使用面積の是正を図る。
- ③ 講義室等の全学的管理に基づく効率的運用による新たなスペースの整備計画案を基に大学院学生等のスペースを整備し、教育施設の充実を図る。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【自己点検・評価の改善に関する具体的方策】

- ① 「自己点検・評価」、「国立大学法人評価」、「認証評価」に対応した自己点検・評価を行い、PDCAサイクルを定着させる。
- ② ERPを用いた組織情報収集・提供システムの運用を確立する。
- ③a. 教員活動状況調査システムのデータを、各組織の自己点検・評価及び改善策に反映できる仕組みを確立する。
- b. 各組織の目標管理の定着を促進するため、管理職研修及び一般職員研修を実施し、目標管理機能が各組織で正確に理解・実行されているか検証する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

【大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策】

- ① ホームページ、広報紙等を活用して、積極的な情報提供を継続的に行う。
- ②a. 各種出版物やホームページの整備を更に充実する。
- b. 外国への広報（広報パンフレット、ウェブページの作成・管理等）を効果的・効率的にする方策を引き続き検討し、可能なものから実施することにより国際広報の充実を図る。
- c. 学内の財務状況については、「財務報告書」の作成・配布やホームページ上での公開及び学内広報誌・会議等を活用して、地域社会や学内構成員等に向け、多くの情報を簡易でよりわかりやすい形で積極的に提供する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

【施設等の整備に関する具体的方策】

- ① 平成20年度に策定した「施設整備グランドデザイン」に基づく交通整備計画を踏まえた整備を推進する。

- ② 安全と環境に配慮し、キャンパスの特性を活かした教育研究環境の整備を継続する。
- ③ 老朽した施設の整備を継続する。
- ④a. 教育研究用計算機システムの仕様を決定する。
- b. 情報メディア教育研究センター等と連携しながら、平成22年度に中央図書館に導入予定の学生用コンピュータの配置計画を策定する。

【施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策】

- ② 施設の利用状況調査等を実施し、効果的な改修整備と施設の有効活用を図る。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策】

- ① 危険薬品等の管理，防災対策，廃棄物処理など学内構成員ならびに周辺住民の安全に関わる学内の対応を定期的（毎月）に点検する。また，5S（整理，整頓，清潔，清掃，習慣）の実行を浸透させ，必要な安全管理・事故防止対策を講ずる。
- ② 各キャンパスの防災マニュアルに基づき防災訓練を実施する。また，地域とも連携した防災訓練も行う。
- ③ 模範的なキャンパスの実現を図るため，P R T R法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）等の遵守，適正な廃棄物処理の徹底等を全学に周知する。
- ④ 環境安全センターにおいて，継続して実験廃液の処理を含めた環境管理並びに学生及び職員の安全管理に関する専門的業務を行うとともに，環境及び安全に関する教育研究を行い，大学の環境管理と安全管理を行う。

【学生等の安全確保等に関する具体的方策】

- ① 化学物質管理，廃水廃棄物管理に関わる環境・安全教育を理系学生を対象に入学時等定期的に実施する。
- ②a. 「学生生活の手引」は引き続き冊子とWebを併用し，更に充実する。
- b. 安全管理を含むリスクマネジメントを統括する体制を整備し，必要に応じて危機管理マニュアルを改訂し，リスクマネジメント体制を強化する。
- ③ 危険薬品類の取扱いや室内環境衛生対策などの安全衛生教育は入学時を含め定期的に実施する。
- ④ 情報セキュリティ対策の実施状況の点検に基づいて改善策を検討・実施する。
- ⑤a. 情報セキュリティ啓発運動を実施する。
- b. 情報セキュリティ教育を実施する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

66億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- ① 病院における建物新営及び改修等工事並びに病院特別医療機械の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学霞団地の敷地及び建物について、担保に供する。
- ② 東広島団地の土地の一部（広島県東広島市鏡山北151番外 8, 377.45㎡）を譲渡する。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び運営組織の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

（単位：百万円）

施設・設備の内容	予定額	財源
・（東広島）耐震対策事業 ・（翠（附中・高））耐震対策事業 ・（医病）基幹・環境整備 ・（医病）診療棟 ・（霞）ライフライン再生事業 ・小規模改修 ・放射光省エネルギー材料研究システム ・（霞）医学部定員増に伴う学生教育用施設整備 ・高機能材料解析システム	総額 2,951	施設整備費補助金（2,610） 長期借入金（251） 国立大学財務・経営センター施設費交付金 （90）

注）金額については見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

2 人事に関する計画

(1) 人事評価システムの整備・活用

- ① 教員の個人評価制度に基づく評価を行い、その結果を処遇（昇給及び賞与等）に反映させる。
- ② 大学教員以外の職員の公正な人事評価システムについて、公務員制度改革の動向等を踏まえつつ、検証・改善を行うとともに、その定着を図る。
- ③ 大学教員以外の職員の人事評価結果を、昇進、昇給及び賞与等へ反映させるための基準・方法の基本方針等に基づき、処遇へ反映させる。

(2) 柔軟で多様な人事制度の構築

- ① 柔軟で多様な勤務形態について、継続的に検討し、必要に応じて導入する。
- ② 教育主担当教員、研究主担当教員、診療主担当教員及び教育研究支援主担当教員などを配置する方策のうち、大学教員に対する継続雇用制度の円滑な導入を図る。

(3) 外国人・女性等の教員採用の促進

男女共同参画推進に向けての行動計画を踏まえ、女性教員等の採用を促進するための諸施策を継続的に検討・導入する。

(4) 事務職員等の採用・養成・人事交流

- ① 事務職員等の能力と業績を適切に評価するとともに、その結果を身上調書等により得られた職員の意向も考慮の上、配置と処遇に反映させる。
- ② 事務職員のキャリアパスを踏まえ、職務や職種の特性に応じた複線型のキャリア体系を確立する。
- ③ 専門性向上に適した研修の改善・充実を図るとともに、他機関の共同事業又は主催事業の研修等の受講を継続的に推進・支援するほか、人事評価システム及び身上調書制度を活用して人材を育成する。

(5) 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理

- ① 教育研究活動の活性化と質的向上及び大学運営に係る人材の有効活用に関する企画・立案を行うとともに、人件費削減への対応を踏まえた全学的視点からの人件費（人員）管理による教職員人事の適正化を継続的に推進する。
- ② 教員数の各部局への配分は、部局長裁量分としての「部局基礎分」並びに学長裁量分としての「部局付加分」及び「全学調整分」の3区分を基本として行う。
- ③ 事務職員の配置は、業務組織の見直し及び業務改善を踏まえた需要や必要性に応じて行う。
- ④ 全学的な人員管理の方針の下、教室系技術職員については各部局等の意見・要望等を含めて、技術センター運営会議で限られた資源の効率的・弾力的利用を推進する。

⑤ 中期計画の人件費削減を踏まえ、概ね1%の削減を図る。

(参考1) 平成21年度の常勤職員数 2,619人
また、任期付職員数の見込みを 516人とする。

(参考2) 平成21年度の人件費総額見込み33,241百万円(退職手当は除く。)

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成21年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	26,952
施設整備費補助金	2,610
補助金等収入	578
国立大学財務・経営センター施設費交付金	90
自己収入	30,048
授業料及入学金検定料収入	9,149
附属病院収入	20,435
財産処分収入	26
雑収入	438
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	4,625
引当金取崩	154
長期借入金収入	251
承継剰余金	55
目的積立金取崩	662
計	66,025
支出	
業務費	49,090
教育研究経費	30,359
診療経費	18,731
一般管理費	6,801
施設整備費	2,951
補助金等	578
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	4,625
長期借入金償還金	1,967
国立大学財務・経営センター施設費納付金	13
計	66,025

(注) 「運営費交付金」のうち, 平成21年度当初予算額26,406百万円, 前年度よりの繰越額のうち使用見込額546百万円

「施設整備費補助金」は平成21年度当初予算額475百万円, 前年度よりの繰越額2,135百万円

【人件費の見積り】

期間中総額33,241百万円を支出する。(退職手当は除く。)

(うち, 総人件費改革に係る削減対象となる人件費総額24,008百万円)

2. 収支計画

平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	62,059
經常費用	62,059
業務費	56,616
教育研究経費	7,506
診療経費	10,981
受託研究費等	2,118
役員人件費	133
教員人件費	22,612
職員人件費	13,266
一般管理費	2,015
財務費用	385
雑損	0
減価償却費	3,043
臨時損失	0
収入の部	62,868
經常収益	62,813
運営費交付金	26,785
授業料収益	6,945
入学金収益	1,186
検定料収益	248
附属病院収益	20,435
受託研究等収益	2,558
補助金等収益	528
寄附金収益	1,378
財務収益	60
雑益	1,244
資産見返運営費交付金等戻入	740
資産見返補助金等戻入	21
資産見返寄附金戻入	534
資産見返物品受贈額戻入	151
臨時利益	55
純利益	809
目的積立金取崩益	0
総利益	809

3. 資金計画

平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	72,194
業務活動による支出	58,517
投資活動による支出	5,541
財務活動による支出	1,967
翌年度への繰越金	6,169
資金収入	72,194
業務活動による収入	61,571
運営費交付金による収入	26,406
授業料及入学金検定料による収入	9,149
附属病院収入	20,435
受託研究等収入	3,155
補助金等収入	578
寄附金収入	1,470
その他の収入	378
投資活動による収入	2,786
施設費による収入	2,700
その他の収入	86
財務活動による収入	251
前年度よりの繰越金	7,586

別表（学部の学科，研究科の専攻等の名称と学生収容定員，附属学校の収容定員・学級数）

総合科学部	総合科学科	520人
文学部	人文学科	580人
教育学部	第一類（学校教育系）	720人 (うち教員養成に係る分野 720人)
	第二類（科学文化教育系）	352人
	第三類（言語文化教育系）	336人
	第四類（生涯活動教育系）	352人
	第五類（人間形成基礎系）	220人
法学部	法学科 昼間コース	580人
	夜間主コース	180人
経済学部	経済学科 昼間コース	620人
	夜間主コース	260人
理学部	数学科	188人
	物理科学科	264人
	化学科	236人
	生物科学科	136人
	地球惑星システム学科	96人
	学部共通3年次編入学	20人
医学部	医学科	610人 (うち医師養成に係る分野 610人)
	保健学科	520人
歯学部	歯学科	355人 (うち歯科医師養成に係る分野 355人)
	口腔健康科学科	40人
	口腔保健学科（注）	120人
薬学部	薬学科	152人
	薬科学科	88人
工学部	第一類（機械システム工学系）	420人
	第二類（電気・電子・システム・情報系）	540人
	第三類（化学・バイオ・プロセス系）	460人
	第四類（建設・環境系）	540人

	学部共通3年次編入学	20人
生物生産学部	生物生産学科	380人
総合科学研究科	総合科学専攻	180人 〔うち修士課程 120人〕 〔博士課程 60人〕
文学研究科	人文学専攻	224人 〔うち修士課程 128人〕 〔博士課程 96人〕
教育学研究科	学習科学専攻	38人 〔うち修士課程 38人〕
	特別支援教育学専攻	10人 〔うち修士課程 10人〕
	科学文化教育学専攻	70人 〔うち修士課程 70人〕
	言語文化教育学専攻	68人 〔うち修士課程 68人〕
	生涯活動教育学専攻	50人 〔うち修士課程 50人〕
	教育学専攻	30人 〔うち修士課程 30人〕
	心理学専攻	38人 〔うち修士課程 38人〕
	高等教育開発専攻	10人 〔うち修士課程 10人〕
	学習開発専攻	27人 〔うち博士課程 27人〕
	文化教育開発専攻	66人 〔うち博士課程 66人〕
	教育人間科学専攻	54人 〔うち博士課程 54人〕
社会科学研究科	法政システム専攻	63人 〔うち修士課程 48人〕 〔博士課程 15人〕
	社会経済システム専攻	80人 〔うち修士課程 56人〕 〔博士課程 24人〕
	マネジメント専攻	98人 〔うち修士課程 56人〕

			[博士課程 4 2 人]	
理学研究科	数学専攻	7 7 人	[うち修士課程 4 4 人] [博士課程 3 3 人]	
	物理学専攻	9 9 人	[うち修士課程 6 0 人] [博士課程 3 9 人]	
	化学専攻	7 9 人	[うち修士課程 4 6 人] [博士課程 3 3 人]	
	生物学専攻	8 4 人	[うち修士課程 4 8 人] [博士課程 3 6 人]	
	地球惑星システム学専攻	3 5 人	[うち修士課程 2 0 人] [博士課程 1 5 人]	
	数理分子生命理学専攻	7 9 人	[うち修士課程 4 6 人] [博士課程 3 3 人]	
	先端物質科学研究科	量子物質科学専攻	8 6 人	[うち修士課程 5 0 人] [博士課程 3 6 人]
		分子生命機能科学専攻	8 1 人	[うち修士課程 4 8 人] [博士課程 3 3 人]
半導体集積科学専攻		5 1 人	[うち修士課程 3 0 人] [博士課程 2 1 人]	
保健学研究科		保健学専攻	1 1 9 人	[うち修士課程 6 8 人] [博士課程 5 1 人]
	工学研究科	機械システム工学専攻	1 3 9 人	[うち修士課程 8 2 人] [博士課程 5 7 人]
複雑システム工学専攻		8 1 人	[うち修士課程 4 8 人] [博士課程 3 3 人]	
情報工学専攻		9 3 人	[うち修士課程 5 4 人]	

生物圏科学研究科	物質化学システム専攻	123人	[博士課程 39人] [うち修士課程 72人]	
	社会環境システム専攻	149人	[博士課程 51人] [うち修士課程 86人]	
	生物資源科学専攻	96人	[博士課程 36人] [うち修士課程 60人]	
	生物機能開発学専攻	84人	[博士課程 36人] [うち修士課程 48人]	
	環境循環系制御学専攻	65人	[博士課程 27人] [うち修士課程 38人]	
	医歯薬学総合研究科	創生医科学専攻	228人	[うち博士課程 228人]
		展開医科学専攻	184人	[うち博士課程 184人]
		薬学専攻	122人	[博士課程 36人] [うち修士課程 86人]
		医歯科学専攻	40人	[うち修士課程 40人]
		口腔健康科学専攻	12人	[うち修士課程 12人]
国際協力研究科		開発科学専攻	152人	[博士課程 66人] [うち修士課程 86人]
	教育文化専攻	98人	[博士課程 42人] [うち修士課程 56人]	
	法務研究科	法務専攻	180人 [うち専門職学位課程 180人]	
特別支援教育特別専攻科	30人			

附属小学校	480人 学級数 12
附属東雲小学校	552人 学級数 18
附属三原小学校	480人 学級数 12
附属中学校	360人 学級数 9
附属東雲中学校	264人 学級数 9
附属三原中学校	240人 学級数 6
附属福山中学校	360人 学級数 9
附属高等学校	600人 学級数 15
附属福山高等学校	600人 学級数 15
附属幼稚園	90人 学級数 3
附属三原幼稚園	160人 学級数 5

(注) 歯学部の口腔保健学科は、平成21年度に口腔健康科学科へ名称変更。

その収容定員は、平成21年度限りである。